歴史的改革から空前の改革へ
～中国共産党第18期中央委員会第３回全体会議の意義～

江原　規由 *Noriyoshi Ehara*
（一財）国際貿易投資研究所　研究主幹

要約

2013 年 11 月 9 日より 12 日まで中国共産党第 18 期中央委員会第 3 次全体会議（18 期 3 中全会）が開催された。未公開での開催であったため、11 月 11 日時点、審議・決定事項は明らかとなっていないが、「改革深化」をメインテーマに広範囲な議論が展開された模様である。

本稿では、18 期 3 中全会でのテーマの中身と課題につき、国務院発展研究センターが発表した改革深化に関する「383 プラン」をもとに説明を試みた。18 期三中全会は、1978 年の 11 期 3 中全会で発表された歴史的「改革開放」政策の延長線上にあるが、改革案件が行政、経済、社会の細部にまで及んでいることから、「空前」の改革を審議する大会といわれている。

改革開放政策の発表から 35 年を経た今日、中国は、経済規模で世界第 2 位の経済大国に躍進するなど改革開放政策の紅利（ボーナス）を得ていたが、腐敗、環境問題、格差、民族問題などで、これまでの改革の「紅利」が目減りしつつあるのも事実である。このままだと、党と政府の威信が下がり、人民の不満が爆発しかねないとの危機感が、誕生 2 年目の現指導部にはある。

18 期 3 中全会で審議、発表される新たな改革案が、どこまで中国の政治、経済、社会の安定と発展につながるか、その成果が出るまでにはしばらく時間が必要であるが、本稿が中国の経済・政治・社会の行方を見るうえで、少しでも参考になれば幸いである。

人々の党の指導性、政府の責任、社会的公正・正義に対する関心

中国共産党第18期中央委員会第3次全体会議（以下、**18期3中全会、党大会**）の開催を間近に控えた11月初め、人民網[注1]（2013年11月6日）が「大きな変革と小さな日々」と題するインターネット調査（ネットユーザー約2万5000人が回答）を実施した。その結果だが、回答者全体の実に約3分の1が、「所得格差」に最も興味を持っていることがわかった。「所得格差」の拡大は中国の経済発展を制約する最大のボトルネックとなっているが、インターネット調査はその点を裏付ける結果となった。

「所得格差」のほかでは、上位10傑を関心の高い順にみると、「物価上昇」、「食品安全性」、「不動産税」、「大気汚染」、「医療環境の未整備と医療費の高騰」、「就職難」、「営業税の増値税への切り替え」、「退職年齢の引上げ」であった[注2]。

現在、中国では、**党の指導性、政府の責任、社会的公正・正義**にかつてない関心が高まっている。「権力」と「金」が、人民の日々の生活、企業のビジネス活動にこれまでのように大きな影響力を発揮できる時代ではなくなってきている。一事が万事ではないが、上記インターネット調査での人民の関心に、党と政府はどんな施政をとろうとしているのか、18期3中全会はその試金石でもある。

改革深化の大筋

2013年11月9日から12日まで開催された18期3中全会の主要課題は「**改革（開放）の深化**[注3]」であった。「改革深化」とは、手短にいえば、これまでのやり方を大胆に変えるということである。

18期三中全会に先立つ今年3月に開催された第12期全国人民代表大会（日本の国会に相当）第1回会議での記者会見で、李克強国務院総理は、**“市場能辦的多放給市場　社会可以做的就交給社会　政府呢？管住管好它應該管的事”**（市場にできることは市場に、社会にできることは社会に任せ、政府はやるべきことをしっかりやる）としたが、総理のこの言葉には、「**政府と市場**」、「**政府と**

http://www.iti.or.jp/

社会」の関係をどう処理し再構築していくのかといった「改革（開放）の深化」の大筋が提示されていたとみられる。

改革開放政策を決めた 11 期 3 中全会

その改革開放政策が打ち出されたのが、今からちょうど 35 年前の 1978 年の 11 期 3 中全会であった。改革開放政策の採用で、国家運営の軸足がそれまでの「**政治重視**」から「**経済優先**」へと移り、そのもとで、中国独自の「**社会主義市場経済**」（政治は社会主義、経済は市場経済）が編み出された。その経済優先の国家運営の中で、今、「**民生の向上**」がこれまでになく重視されている。

「政府と市場」の関係とは、「社会主義市場経済」のあるべき姿（例：時代のニーズに合った民営化や国際化の実現など）を、また、「政府と社会」の関係とは、「民生の向上」が主役となる舞台（例：改革のボーナスを享受できる都市化建設など）、身近な例でいえば、冒頭のインターネット調査結果をどう具体的に施政に反映させていくのかということにほかならない。

18 期三中全会が開催された全国人民大会堂（筆者撮影）

11 期 3 中全会：各期の党大会は任期5 年の間に 7 回開催されるが、三中全会はその 2 年目に開催される。一中全会と 2 中全会は、党中央人事、国家機関および政治協商会議指導者が選出される。3 中全会は重大政策が打ち出され、新指導部の施政方針が発表される。4 中全会以降は主に経済、社会および党建設等に関わる具体的問題が審議研究される。3 中全会は改革開放の「代名詞」とされている。

11 期 3 中全会では、中国共産党の工作重点を社会主義現代化建設とすること、即ち、経済優先の改革開放政策が採択され、建国以来（1949 年）、偉大なる歴史的転換を成し遂げた党大会と位置付けられている。

11 期 3 中全会以後、農産物の買付け価格の引上げ、人民公社の解体、家庭請負責任制（農家に対する農産物栽培の制限緩和）など新政策が試行されてきた。1993 年招集された第 14 期三中全会で、**《中共中央関于建立社会主義市場経済体制若干問題的決定》**（社会主義市場経済体制の建設における若干の問題に関わる中国共産党中央の決定）、が採択され、中国の社会主義市場経済が誕生する。

改革は前進あるのみ

習近平国家主席は、18 期三中全会が開幕するちょうど一週間前（11 月 2 日）、世界のシンクタンクといわれる「21 世紀理事会」の北京会議で代表と会見した折、**“中国坚持改革开放不动摇。中国越发展就越开放，中国开放的大门不可能关闭。改革开放永无止境，只有进行时没有完成时。再过几天，我们就要召开中国共产党第十八届三中全会，提出综合改革方案，就全面深化改革进行总体部署”**（中国の改革開放は揺るぎ無い、発展すればするほど開放する。中国の開放の大門は決して閉ざされることはない。改革開放は、ただ前進あるのみで終わることがない。数日後に招集される中国共産党第18期3中全会で、総合改革方案、即ち、改革を全面的に深化させてゆく総合配置が提議される）と力説、『習近平の 3 中全会』

http://www.iti.or.jp/

での「改革深化」の意義を世界にアピールしている。

歴代の「3 中全会」には、内外から高い関心が示されてきたが、18 期の今回は、改革開放政策が打ち出された歴史的改革を採択した 11 期に対し、空前の改革を提起した三中全会として共産党史を飾ることになるのではとの声が少なくない。

383 改革プラン

18 期 3 中全会に審議された「改革深化」の内容について、国務院発展研究センター（政府ブレーン機関・シンクタンク）が、多くの大胆な提案を行っている。同提案が、18 期 3 中全会でどれほど審議されたのかについては、18 期 3 中全会が未公開で開催されており、現時点（11 月 11 日）では明らかではないが、実際に審議されたものに近いとされている。本稿では、これにより、18 期 3 中全会での「改革深化」の中身と意義ついて紹介する。

この提案は、俗に「『383』改革プラン」といわれる。この改革プランには、行政審査・認可の簡素化、反腐敗、汚職撲滅、土地制度、財税政など人民の関心が深い分野が含まれている。

中国では、ものごとを要領よく説明・総括する場合、よく数字が使われるが、「空前の改革」と形容された今回の 3 中全会の議題でも「ご多分に漏れず」であった。

383 改革プラン	分野
3 位1体の改革構想	①市場システムの整備 ②政府機能の転換 ③企業体制の革新
8 重点改革分野[注4]	①行政管理体制　⑤財税制 ②独占業種　⑥国有資産管理体制 ③土地制度　⑦創新体制(イノベーションシステム) ④金融システム　⑧対外開放
3 関連改革 (8 重点分野の改革突破口)	①外部投資者の参入促進による市場競争の強化 ②社会保障体制の改革深化,人民基礎社会保障パッケージの設立 ③土地制度改革および集団所有地（主に農地）市場取引の深化

http://www.iti.or.jp/

『383』改革プランの「3」とは、「**3 位 1 体**」の改革構想、「8」とは、**8 つの重点改革分野**、最後の「3」は、**3 つの関連改革**を代表している。

「3」、「8」、「3」の関係であるが、「3」を実現する具体策が「8」であり、その「8」を補強する措置が「3」ということになる。「**空前の改革**」といわれるゆえんは、今回の改革が、経済、政治、文化、社会、環境のこれまでにない広範囲に及んでいることによる。

胡錦濤-温家宝の前体制（2002 年-2012 年）のもとで招集された 16 期・17 期三中全会（2003 年 10 月、2008 年 10 月）は、「経済失調の是正」、「農村発展」などが主たるテーマであったが、結局、所期の成果を出せないまま「**失われた 10 年**」となったとの報道（経済風雲　2013 年 9 月 11 日、主に世界の華人向けメディア）もある。

この 10 年間の党と政府の姿勢を決定した 2 つの 16 期、17 期三中全会での決定事項（下記）をみると、その多くを 18 期三中全会が引き継いでいることが分かる。

16 期三中全会：市場経済体制の確立

≪中共中央関于完善社会主義市場経済体制若干問題的決定≫（社会主義市場経済体制の確立についての中共中央の若干の問題に関わる決定）を採択し、非公有制経済発展、国有企業改革、政府機能の転換、現代的財産制度の確立などが実施されることになった。

17 期三中全会：農村改革の推進

「**中共中央関于推進農村改革発展若干重大問題的決定**」（農村改革の発展を推進することに関する中共中央の若干の問題に関わる決定）を採択。農村改革の推進、中でも農地の流動化が議題の中心となった

この未完の「改革」を引き継いだ点も、今期の改革に「空前」の冠がつけられたゆえんとされている。すでにその改革は始まっているが、まず、上記の「8 重点改革」の要点からその中身を概観しておきたい。

http://www.iti.or.jp/

8 重点改革

新体制発足後、「**習近平政治学**」、「**李克強経済学**」なる流行語がメディアを賑わせてきている。前者は反腐敗、節約、整風（一般的には、党の思想を正すこと）を核心とし、後者は構造調整、改革促進、都市化を重点としている。「『383』改革プラン」と 8 重点改革にはこの「習近平政治学」と「李克強経済学」が反映されていることは明らかである。

改革 8 分野	各改革の内容
行政体制	・規制緩和の拡大（各種手続きの簡素化・一本化等） ・行政の透明度向上（三公消費〈公費による外遊、公務接待、公用車の購入・使用〉の規制強化 ・公務員給与・財産の公開 ・腐敗取締り強化　など
国有企業 （**国有資産管理体制、独占業種**を含む）	・国家のバランスシートの作成 ・国有企業の一段の市場化（国家安全、国防軍需、国民経済の命脈に関わる国有企業を除く株式化・民営化を含む所有形態の多様化）　など
土地制度	・農民に対する土地権利証の発行 ・農地交易の市場化（農民の市民化：中小都市戸籍の全面的開放）など
金融システム	・利率の自由化 ・人民元国際化 ・預金保険制度の確立 ・中国（上海）上海自由貿易試験区の設立（人民元の資本項目での対外開放〈試行〉を含む） ・民営企業の設立試行　など
財税政改革	・人民基礎社会保障パッケージの設立（地方政府負担の社会保障、義務教育 ・一部医療費の中央政府支出への切換。地方政府による債券〈地方債〉発行の認可、税制改革〈営改増、不動産税等〉）など
創新体制	・緑色経済発展（経済規模の量的拡大から質的向上への転換） ・大学の段階的脱行政化（大学ガバナンスメカニズムの確立、海外一流大学の協力・独立運営の奨励を含む）　など
対外開放	・サービス産業（文化、教育、医療衛生、体育など） ・重点基幹産業（エネルギー、通信、金融など）の対外開放幅の拡大 ・対外投資の審査・認可手続きの簡素化、外資への内国民待遇の付与 ・ネガティブリストによる外資導入など）自由貿易圏(FTA)の構築交渉の加速化 ・日中韓 FTA を重点とした FTA 交渉の加速、中国(上海)自由貿易試験区の活用　など

空前の改革とは

冒頭で、18 期三中全会は、政府と市場、政府と社会との関係をどう再構築していくのかとの党としての姿勢が提起されたと書いた。噛み砕いていえば、その背景には、経済発展パターンはこのままでは立ち行かなくなる、さらに、施政を見直し、改善・発展させていかなければ、人民の信頼を損ないかねないとの党と政府の強い危機意識がある。

習近平国家主席は、三中全会が開幕する直前（11 月 3 日～5 日）に湖南省を視察しているが、その折、こう強調している。**“坚定信心，扎实工作，坚持稳中求进的工作总基调，坚持稳增长、调结构、促改革、保民生，加快转变经济发展方式，加快实施创新驱动发展战略，充分利用有利条件，努力克服不利因素，推动经济继续保持良好发展势头，实现全年经济社会发展预期目标”**（揺るぎない気持ちで着実に業務を遂行し、『稳中求进』〈安定の中に進歩を求める〉を任務遂行の主たる基調とし、安定成長、構造調整、改革促進、民生向上を堅持し、経済発展パターンを速やかに転換し、新たな発展戦略を速やかに始動させなければならない。有利な条件を十分生かし、不利なところを克服するよう努力し、持続的経済発展が可能となる条件を構築し、経済社会発展の所期の目標を実現しなければならない）。

ここで語られているのは、胡 - 温前体制が強調してきた改革方針が少なからず盛られており、必ずしも習指導下の新たな方針とはいえないが、前体制の未完の改革を引き継ぎ、これを深化させようとしているところに、これまでになかった斬新さがある。裏を返せば、それほどに、「改革深化」には多くの困難が付きまとっているということである。

改革深化が必要な理由

ほんの一例に過ぎないが、改革深化を必要とする現状をメディア報道などから紹介する。

まず、**行政管理改革**。河南省の省都である鄭州のある妊婦が 4 か月間に 20 回も関係窓口に足を運んだが、出産許可証が出なかった。江蘇省の青年起業家は 11 回足を運んでやっ

http://www.iti.or.jp/

と営業許可証が下りた（新華社 2013 年 10 月 30 日）

上記は地方政府の事例ではあるが、今期政府は、任期中の 5 年間（2013 年～2018 年）に、1700 項目ほどある国家の行政関連許認可権から約 600 項目を削減・下方（地方政府などへの認可権の移譲）するとしている。

次に、**国有企業改革**。国家安全、国防軍需、国民経済の命脈を握る少数の国有企業は国有独資企業（国家が 100%出資する企業）とし、これまで国有企業に独占・寡占されていた分野（例 : 電信、鉄鋼、公共交通、医療衛生など）への民営企業の参入を積極的に奨励し、国有と民営企業の公平な競争環境を醸成する。

例えば、電信業界を例にとると、2013 年 10 月 21 日、国有三大電信企業の移動、中国聯通、電信の 3 社と民営企業の蘇寧、国美、迪信通、楽語、天音、愛施徳、阿里巴巴（アリババ）、京楽の 8 社は、同国有企業 3 社と業務協力協議書を締結し、通信回線を購入し新たに移動通信サービスに参入できるようになった。

目下、国有企業の株式化、所有形態の多元化、混合所有制（国有企業、地方政府、社会保障基金などの持ち株）などを通じ徐々に国有企業の市場化が進められつつある。なお、中央直轄の国有大型企業は、統合整理などにより、国有資産監督管理委員会が誕生した 2003 年の 196 社から現在 113 社となっている。

厦門（アモイ）大学のあるアンケート調査によると、アンケート調査に回答した経済学者の 63%が**地方政府の債務リスク問題**こそ中国経済の発展への最大の挑戦であるとしている（中国新聞網　2013 年 10 月 9 日）。1994 年の税制改革で、財政収入における中央政府の分配比率が高まったが、地方政府の行政業務は相応に減少せず増え続けたとされる。現在、中国の財政総収入に占める地方政府の比率は 52%、同総支出に占める地方政府の比率は 85%との報道もある（中国改革論壇　2013 年 10 月 2 日）。

拡大する財政赤字に対応する手段は、銀行借款、土地売買益などであったが、財政赤字は減少していない。スタンダードチャータード銀行の試算によると、地方政府の債務残高は 21.9 兆元～24.4 兆元（350 兆円～390

http://www.iti.or.jp/

兆円)。日本の国家予算（一般会計）の実に 3.5～3.9 倍に相当する巨額である。今期**財税制改革の重点**は、中央と地方の「政府事権」(業務実施範囲）と財力の再調整にある。税収入においては、間接税の比率の引き下げ、直接税の引き上げの是非、**不動産税、相続税、環境税、累進課税**の徴収問題など、民生の向上とも大きく関わっている改革が少なくないことから、三中全会以後の行方が注目される。

金融改革では、目下、利率の自由化、人民元国際化など大胆な改革が段階的に実施されつつあるが、三中全会での審議を経て、今後さらにどこまで大胆な措置がとられるか、当面は、設立直後の中国（上海）自由貿易試験区での試行（人民元の資本項目での開放〈試行〉を含む）が目安となる。

なお、人民元の対ドルレートは、2005 年 7 月 21 日に人民元改革が実施され、1 ドル＝ 8.2765 元から 8.11 元へと 2.1%切り上げられたが、直近では、1 ドル＝5 元を狙う元高展開となっている。10 年以内に、人民元を主要な国際決済通貨、投資決済通貨とし、一部市場で国際準備通貨とするとの報道（人民網　2013 年 10 月 29 日）もある。

また、民営企業のメッカ温州市で、中華人民共和国建国以来初の純粋な民営銀行の設立が許可されるとの観測がある。その設立には、実施細則の発表が待たれるが、温州市での民営銀行の設立がうまく行けば、全国各地への波及も視野に入ってくるだけに、金融制度改革の大きな一歩となる。

上海自由貿易試験区：今年 9 月 29 日設置、10 月 1 日より業務がスタート。金融、医療、観光など 18 業種の規制が緩和されたが、細則は未発表（2013 年 11 月 1 日現在)。サービス産業の大胆な対外開放が期待されている。

なお、同試験区の詳細については、国際貿易投資研究所ホームページ（http://www.iti.or.jp）フラッシュ NO.174 を参照。

冒頭で、党の指導性、政府の責任、社会的公正・正義にかつてない人民の高い関心が集まっていると書いた。中国の改革に関するメディアによる

http://www.iti.or.jp/

調査で、回答した約 6 割の人民が、「**社会的公正・正義**」の実現を期待しているとの結果が出たとされる（中国新聞網　2013 年 11 月 8 日）。この点、**腐敗**（権力を利用した不正行為、贈収賄など）の蔓延に対する人民の不満・怒りが反映されているといえる。

腐敗は、体内の血管のごとく中国の社会の細部にまで浸透している点で、8 重点改革分野の全てに横断的に根を張っている。近年、頻繁にマスコミに登場する「虎と蠅を一網打尽にせよ」とは、現在の中国の腐敗状況を的確に比喩している。虎は大物（主に、政治家）を、蠅は社会のあらゆる組織・機関・企業での不正行為をしている個人、小者などを指す。

党と政府による蔓延する腐敗へ対応は、「**党の指導性**」、「**政府の責任**」に関わっているだけに、18 期 3 中全会でどんな措置がとられるのか、巷の最大関心事といってよい。ただ、腐敗という「同じ穴のムジナ現象」にどこまで思い切った措置がとれるか、巷のみならず、内外の関心が集まっていることは間違いない。

反腐敗事例：今年 1 月～9 月までに各省（自治区・直轄市）の紀律検査機関（日本の検察に相当）が立件した案件は 11.7 万件（10.7 万人）に達した。うち、超大物とされるのが、元鉄道大臣、重慶書記、吉林省副議長など党・政府の高級指導者が少なくない（新華社　2013 年 11 月 8 日）。

また、1 月～6 月期に紀律検査監督機関が対応した贈収賄案件は、前年同期比 76.5％の 60 万件余（関係機関・組織 83 万余の 111 万人余）。

腐敗行為の蔓延に対し、党中央紀律検査委員会　はインターネットで腐敗情報の提供を求めるサイトを開設（9 月 21 日）、以来 20 日間に 1.5 万件余、1 日当たり 760 件余の情報提供があったと発表している。さらに、党中央は、今年 5 月から党中央紀律検査委員会は腐敗巡視班を全国に派遣、各省（自治区・直轄市）・関係国家機関などで腐敗状況の事情調査を実施するなどの対応をとっている。

党の指導性、政府の責任、社会的公正・正義が実現される舞台は、腐敗取締りのほか、今後、「民生向上」に深く関わっている「**都市化**」[注5]にもある。都市化とは、**戸籍制度改革、土地制度改革**の行方と密接な関係がある。

現在、中国の都市化率（2012 年、全人口に占める都市住民の比率）は 52.57%、中国人の 2 人に 1 人が都市に住んでいることになる。だが、都市戸籍と農村戸籍を有している人（それぞれ、4.2 億人、**9.3 億人**）の比率でみると、**戸籍都市化率は 35% に過ぎない**。また、2013 年 10 月 27 日、清華大学中国経済データ・センターが発表した中国都市化調査結果によると、中国の戸籍都市化率は 27.6%となっている。

都市化とは、**平たく言えば、都市に住みながら都市戸籍を与えられていない人（その多くが農民工〈農村からの出稼ぎ者〉）に都市戸籍を与えることといえる。例えていえば、企業の派遣職員を正規職員に変更するようなものである。同時に、農村から都市（その多くが中小都市）への移住を積極促進（都市化率の向上）し、中国経済の新たな発展の原動力（例：内需拡大の主体など）や格差（都市と農村戸籍所有者間における社会保障、教育、医療、所得格差など）を是正すること、かつ、農村の近代化（農地の集約化、再開発、大規模化など）を図ることに狙いがある。さらに、農村の近代化のために、農民の土地に関わる、これまで曖昧であった財産権を確定・保障し、そのもとで土地使用権の取引市場を整備する狙いもある。都市化により、農業、農村でも、「社会主義市場経済」を具体的・大胆・広範囲に推進していこうというわけである。都市化の促進は、今後、中国の政治、経済、社会、環境、人民の価値観を大きく変える可能性を秘めている。同時に、その行方次第では、人民の党と政府に対する信頼が揺るぎかねない点で、都市化は党の指導性と政府の責任を発揮する上でのアキレス腱でもある。**

現在、戸籍制度改革は、全国 18 省（自治区、直轄市）が具体的実施意見を出しており、そのほかの 14 省（自治区、直轄市）で、都市と農村の統一戸籍登記制度を模索してい

http://www.iti.or.jp/

るといわれる。

中国は 30 年来の改革開放で豊かになったとはいえ、多くの人民は、“住宅はいつ買えるようになるのか”、“いつ、空気はきれいになるのか”、“いつ、診察難が解消されるのか”、“食品安全はいつ心配しなくて済むようになるのか”といった、日々の問題に直面している。都市化の推進を含め、18 期 3 中全会の開催で、「民生向上」がどう実現されるのかが問われているといえる。

周辺諸国との経済連携強化へ向けて

最後に、「383 改革プラン」の 8 重点改革分野の「対外開放」については、TPP を睨んで打ち出されたとされる「中国（上海）自由貿易試験区」（前述）の行方が特に注目されるが、それとの関連で、習近平国家主席が、2013 年 10 月召集した「周辺外交工作座談会」での重要講話～「新たな周辺諸国・地域との地域発展戦略」～に内外から関心が高まっている。この点につき、これまでの経緯からその要点を以下にまとめてみた。

北方展開：内モンゴルとロシア、モンゴル等国家との経済協力・技術交流を深め、内地と対外交流の基軸とする。

西方展開：新疆と中央・西・南アジア、欧州との国家間協力を深め、内地と周辺との物流ネットワークを建設、かつ、SCO（上海協力機構）[注6]の機能を発揮させる。

東南展開：広西を核に ASEAN との協力プラットフォームを強化し ACFTA[注7]の充実を図る。

西南展開：メコン川亜流域との協力を深め、雲南と東南アジア、南アジア、インド洋沿岸国家との協力を強化し、出海戦略を推進する。

国内展開：自由貿易試験区の建設などを通じ、中国国内に準 FTA（サービス業の一段の対外開放、人民元の自由兌換など）の拠点をつくり、主に、「**大 FTA**」時代へ向け経験を国内蓄積する。

こうした周辺諸国・地域との新たな地域発展戦略が、今後、既存、新規 FTA とどうかかわってゆくのかが注目される。

http://www.iti.or.jp/

追記：本稿における若干の補足

（2013 年 11 月 17 日）

8 期三中全会はまさに空前の改革を審議し、会期 4 日間（11 月 9 日～12 日）の幕を閉じた。会期中審議された改革案を実施する方針・措置について、以下に若干補足しておきたい。

3 中全会では、「中共中央関于全面深化改革若干重大問題的決定」（改革の全面的深化に関わる党中央の若干の重大問題の決定、以下、『重大問題の決定』）が採択され、習近平党総書記が重要講話を行っている。この重要講話は、14 の“提出”、4 つの“強調”、3 つの“指摘（指出）”、1 つの“要求”から構成されており、経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、生態文明建設を推進するための改革案を説明している。

重用講話をみると、①全面的改革深化のための領導（指導）グループを成立させ改革深化の徹底を図っていくとしている点、かつ、②2020 年まで重要領域かつキーポイントで決定的な成果を上げるという期限付きで改革を徹底していこうとしている点に、党と政府の強い姿勢が前面に打ち出されており、18 期 3 中全会にはこれまでにない新鮮さがある。

○国家安全委員会の設置：

外交部（外務省に相当）の記者発表（11 月 13 日）では、国家安全員会の設立目的は、国家安全体制、国家安全戦略を堅固にすることとされている。記者会見で、「日本が新たに国家安全機関を設立する動きを見せているが、今回の国家安全委員会の設置はこのことを睨んだ対応でもあるとの意見もあるが」との記者の質問に、「あなたは、私にかまをかけようとしているようだが、テロ分子、分裂分子、極端分子が過激化している。中国の国家安全に脅威であり、国家安全を破壊しようとする勢力が過激化しているということが、そ

http://www.iti.or.jp/

の設立の目的だ」と回答している。

○全面的改革深化のための領導（指導）グループの成立

任務は、改革のマスタープランの作成、関係機関・組織間の協調、全体的推進、着実な実施に責任を負う。

○中央紀律委員会・監察部（省）による告発・苦情・批判・提案サイトの開設

同サイトは受理先によって 5 つに分類される。即ち、①中央規律委員会・監察部、②中央組織部、③最高人民検察院、④最高人民法院、国土資源部など。贈収賄、腐敗行為、職権乱用、土地問題（強制収用、土地使用権など）など「社会悪」に対する党と政府の苦肉の対策ともいえる。それほど、社会悪が横行しているということである。このサイトは、いわば、日本の江戸時代に一時設置とされ話題となった中国版「目安箱」といえる。

○一人っ子政策の見直し

11 月 15 日、十八届三中全会通過的《中共中央関于全面深化改革若干重大問題的決定》対外発布、其中提到“堅持計画生育的基本国策、啓動実施一方是独生子女的夫婦可生育两个孩子的政策”。（11 月 15 日、18 期三中全会で採択された『重大問題の決定』が対外発表されたが、その中で、“計画出産という基本的国策を堅持し、夫婦の一方が一人っ子の場合、子供を 2 人までもつことを可能とする政策（『単独二胎』政策）を実施する”

こうして、33 年間続いた一人っ子政策が見直されることとなった。これまでは夫婦双方が一人っ子の場合、例外的に 2 人まで子供をもつことが許されていた。今年で「人口のボーナス」が終わるとされており、経済成長、社会安定、社会保障の確保などのために、「一人っ子政策」の見直しが急務とされていた。

注 1　「人民日報」が開設した、ニュースを主とするウエブ上の情報発信プラットフォーム。

注 2　香港を拠点に衛星放送事業を手がけるフェニックス TV 傘下の Phoenix New Media が運営する全世界の華人のためのポータルサイト鳳凰網（IFENG.COM、2013 年 10 月 30 日）によれば、18 期三中全会に対する人民の関心ベスト 3 は、①不動産マクロコントロール政策が変わるか、②養老制度がどう改革されるのか、③三中全会期間中、中国の株式市場にどんな影響があるのか、であった。

注 3　改革の深化と表現されることが多いが、改革と開放は一セットであり、改革開放の深化と同義といえる。「開放によって改革を促進する」という言い方もよくつかわれている。

注 4　18 期三中全会での審議事項として、行政体制改革、金融体制改革、土地制度改革、財税制改革、資源品価格改革、戸籍制度改革の 6 改革と報じるメディアもある（中国新聞周刊網（2013 年 10 月 21 日）。これら 6 改革に国有企業改革を含めることもある（鳳凰網 2013 年 10 月 30 日）。

注 5　中国都市化については、季刊　国際貿易と投資　2013 年春号（NO.91）を参照。

注 6　中国、ロシア、ウズベキスタン、カザフスタン、キルギス、タジキスタンの 6 各国で構成される多国間協力組織。第一回設立会議が上海で行われたためこう呼ばれている

注 7　中国-ASEAN FTA

http://www.iti.or.jp/